

従業員割に関するよくあるご質問

Q13 課税標準の算定期間（事業年度等）の途中で高齢者に該当することとなった場合、どのように取り扱いますか。

A13 従業員の給与等の計算の基礎となる期間（日給、週休等の期間）の末日を判定日とし、その時点で、高齢者に該当することとなる従業員については、その方の当該勤務（誕生日を含む期間）以降にかかる給与等の額を控除して課税標準を算定します。

（例）給与等の計算の基礎となる期間が毎月1日～月末分の場合



従業員給与総額に含む

従業員給与総額に含まない

従業員給与総額に含まない

Q14 派遣法に基づく派遣労働者が算定期間末日に課税区域外に派遣されている場合、派遣元の免税点判定に含まれますか。

A14 課税区域外に派遣されている場合の派遣労働者は、免税点判定に含めません。

派遣労働者の免税点判定および課税標準はそれぞれ派遣元の従業員および従業員給与総額に含めますが、具体的な取り扱いは次のとおりになります。

算定期間末日の状況	免税点の判定	課税標準
課税区域内への派遣	含める	課税区域内に派遣されていた期間の給与等は課税標準に含め、課税区域外に派遣されていた期間の給与等は課税標準から除きます。
課税区域外への派遣	含めない	
派遣登録のみ（雇用契約なし）	含めない	

Q15 次のような出向社員の給与等の取り扱いについてはどうなりますか。

- 1 A社の社員がB社に出向し、当該社員に係る給与等はA社が支払い、B社はA社に対して当該給与相当分を経営指導料として支払っている場合
- 2 A社の社員がB社に出向し、当該社員に係る給与等はA社およびB社が一部ずつ支払っている場合

A15

- 1 一般的には、出向元の会社の従業員給与として取り扱われるものでありますが、当該経営指導料等が法人税の取り扱い上給与として取り扱われる場合は、当該出向先のB社の従業員給与として取り扱うことになります。

なおこの場合、当該経営指導料等の額を出向元のA社の従業員給与総額から控除

することになります。

- 2 A社およびB社が支払っている給与等をそれぞれA社およびB社の従業者給与総額に算入することになります。この場合、免税点判定の従業者数については、主たる給与等を支払う会社の従業者に含めます。A社およびB社のいずれが「主たる給与等」を支払う会社であるかは、支払い給与等の額の多寡や給与等の性格等を勘案して判定することになります。

Q16 建築工事の現場作業に従事する従業者の免税点判定と、課税標準の考え方はどのようにになりますか。

A16 現場作業に従事する従業者の勤務すべき場所により次のように取り扱います。

- 1 建築工事の現場事務所を設置することなく建築工事を行っている場合
(小規模な建築工事、改装工事、補修工事等で、従業者が通常工事現場へ直接出勤する。)

勤務の便宜上、建築工事現場へ直行する場合が多いとしても、本社または管理する事務所の従業者として考えることとなります。

本社等の従業者として免税点を判定し、その従業者の給与は本社等の従業者給与総額に含めて計算してください。

- 2 建築工事の現場事務所を設置している場合

- (1) 設置期間1年未満のプレハブ事務所の場合

勤務すべき場所が現場事務所となる従業者は、免税点判定の従業者数に含めず、従業者に支払われる給与も従業者給与総額に含めません。

- (2) 設置期間が1年以上のプレハブ事務所の場合

プレハブ事務所が事業所用家屋になるため、免税点判定の従業者数に含め、従業者に支払われる給与も従業者給与総額に含めます。

- (3) 建築現場付近の貸しビルやアパート等の一室が現場事務所の場合

家屋に該当する建物内にある現場事務所でも、2・3か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられたものである場合、当該現場事務所は「事業所等」とはいえないため、そこに勤務する従業者は免税点判定の従業者数に含めず、従業者に支払われる給与も従業者給与総額に含めません。

ただし、4か月以上現場事務所がある場合は、免税点判定の従業者数に含め、従業者に支払われる給与も従業者給与総額に含めます。

Q17 以下のような従業者は、免税点判定の基礎となる従業者数に含めますか。

(課税標準の算定期間は4月1日から3月31日です。)

- ① 4月1日から9月30日までは、長期休暇を取得しており無給であったが、10月1日に復職し、10月1日から3月31日までの期間は給与を支給されていた職員。
- ② ①と逆で、4月1日から9月30日までは通常通り勤務し給与を支給されていたが、10月1日から3月31日までの期間は長期休暇中であり給与の支給がない職員。

A17 ①、②いずれの場合も課税標準の算定期間中に給与が支払われているため、従業者割の免税点判定の際には従業者数に含めることとなり、支払われた給与についても従業者給与総額に含めます。